

奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部設置要綱

(設置)

第1条 紀伊半島大水害による被害が極めて甚大であることに鑑み、早期の災害復旧及び「災害に強く、希望もてる」地域づくりを進めるため、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

4 推進本部は、事業の進捗状況等を聴取するため、必要に応じ、別表2に掲げる関係出先機関の長に、推進本部への出席を求めるものとする。

(会議)

第3条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 推進本部の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(業務)

第4条 推進本部が行う主要な業務及びその進め方については、別途定める。

2 推進本部は、関係市町村長の意見を十分参酌するとともに、国及び有識者の意見を聴取し、連携してその業務を進める。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、地域振興部復旧・復興推進室において処理し、南部東部振興監が所掌する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

危機管理監	総務部長	知事公室長
地域振興部長	南部東部振興監	観光局長
健康福祉部長	こども・女性局長	医療政策部長
くらし創造部長	景観・環境局長	産業・雇用振興部長
農林部長	県土マネジメント部長	まちづくり推進局長
教育長	警察本部長	水道局長

別表 2

東部農林振興事務所 南部農林振興事務所
宇陀土木事務所 吉野土木事務所 五條土木事務所